

【契約書別紙・定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

様

(介護保険) R6.4.開始

1. 訪問看護の日程・内容

○訪問日程は以下の通りです

() 曜日 時 ～ 時

() 曜日 時 ～ 時

○訪問看護ステーション「おさち」で提供するサービスは下記のとおりです

- ☐ 病状観察 ☐ 体の清拭、洗面 ☐ 食事（栄養）管理・指導 ☐ 排泄の管理・指導
☐ 寝たきり・床ずれの予防・指導 ☐ 健康相談 ☐ 療養・介護相談
☐ 医療処置（床ずれの処置、傷の処置、カテーテル類の交換など）
☐ 身体機能チェック ☐ 日常の動作、ストレッチなどの指導
☐ 不安や、不眠についての相談 ☐ その他

2. 定期巡回随時対応型訪問介護看護利用の基本料金

要介護度	① 定期巡回・随時対応訪問 介護看護の金額（1割の場合）	② 訪問看護利用時に追加の 金額（1割の場合）
☐ 要介護 1	☐ 5,446 円／月	☐ 2,994 円／月
☐ 要介護 2	☐ 9,720 円／月	☐ 2,994 円／月
☐ 要介護 3	☐ 16,140 円／月	☐ 2,994 円／月
☐ 要介護 4	☐ 20,417 円／月	☐ 2,994 円／月
☐ 要介護 5	☐ 24,692 円／月	☐ 3,754 円／月

訪問看護ステーションでいただく金額は②です。

3. 加算料金

サービスをご利用になる際、基本料金に加算されます。

○特別管理加算

特別な管理を必要とするご利用者様（別表 1 参照）に訪問看護を行う事でご負担頂きます。

月 1 回	I	☐ 500 円
	II	☐ 250 円

□緊急時訪問看護加算

事前にご利用者様、ご家族様などから、24時間電話などによる相談や緊急の訪問看護のご希望があり、ご契約いただいた場合にご負担いただきます。

月1回	574 円
-----	-------

□退院時共同指導加算

ご利用者様が入院中に、入院している医療機関の主治医と訪問看護師が共同で退院後の在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書でご利用者様にお渡ししたときに、ご負担頂きます。

退院後初回訪問時に1回につき	600 円
----------------	-------

□サービス提供体制強化加算

看護師の勤続年数7年以上の者が全体の30パーセント以上を占め、技術などの向上のための教育が定期的実施され、一定の水準以上のサービスが提供できる場合にご負担いただきます。

1月につき	50 円
-------	------

□ターミナルケア加算

訪問看護師が主治医と連携のもと、在宅での終末期においての支援体制をご案内したうえで看護を提供した場合にご負担いただきます。

死亡月に1回	2,000 円
--------	---------

※特別管理加算、緊急時訪問看護加算及びターミナルケア加算に関しては区分支給基準額の算定対象外とします。

□実費

- ・利用者様各々に必要な保険適応外の衛生材料、オムツ等。
- ・実施区域（岡谷市・下諏訪町）以外の交通費；
片道の距離（キロ）×100 円（税別）を訪問回数分
- ・利用者がご自宅でお亡くなりになった場合のケア料；
ケア料；10,000 円 材料代（必要な場合）6,000 円（税別）

□その他

- ・短期療養入所施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設を退所・退院した当日の訪問看護は実費となります。ただし、特別管理加算を算定されている方は除かれます。
- ・緊急時訪問看護加算時は最低月1回の定期訪問が必要となります。
- ・訪問看護開始予定1時間前までに連絡がなく、ご自宅に利用者様が不在の場合は、安否確認に費やす料金として、10分につき500円を、60分を超えた場合10分につき1,000円と交通費を頂くものとします。

(別表 1)

□特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを利用している状態

□特別管理加算Ⅱ

- ・自宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅中心動脈栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ・在宅酸素療法指導管理

※契約書別紙について説明を受けました。

令和 年 月 日 説明者氏名：

利用者氏名：

代理人氏名：